

1 促進計画の区域

別紙1の地図に記載のとおりとする。

(1) 晴山区域

野場地区（A-1）、観音林地区（A-2）、晴山地区（A-3）
山内地区（A-4）、大清水地区（A-5）

(2) 軽米区域

高家地区（B-1）、長倉地区（B-2）、軽米地区（B-3）
上館地区（B-4）、山田地区（B-5）、増子内地区（B-6）
笹渡地区（B-7）

(3) 小軽米区域

小軽米地区（C-1）、小玉川地区（C-2）、米田地区（C-3）
円子地区（C-4）

2 促進計画の目標

1. 旧晴山村地域

(1) 現況

本地域は、町の西側に位置し、二級河川瀬月内川流域の水田は、圃場整備が進んでいる。畑地については、国営八戸平原総合農地開発事業の受益地で、青森県に接する地区では、農道整備、農地造成が進められ、葉たばこ、果樹、野菜の団地が形成されている。国道340号線沿いでは、ホップの栽培が盛んに行われている。

また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

更に、この地域では、第3セクターによる産地直売施設、レストランが運営されており、安全安心な食の提供を図るため、地域において環境の負荷の軽減に配慮した農業の生産方式が普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及や、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧軽米町地域

(1) 現況

本地域は、町の中央部に位置し、二級河川雪谷川と二級河川瀬月内川流域に水田が広がっており、圃場整備は比較的進んでいる。畑地については、国営八戸平原総合農地開発事業で、区画整備、かんがい施設整備等がなされており、葉たばこ、果樹、野菜の団地が形成されている。また、本地域は畜産が盛んであることから、早くから草地造成事業等が導入されているが、全体的には規模が小さく分散してい

る。山間部の農用地は、未整備地区が多く、遊休地の増加が危惧される。

また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

更に、町の中心である軽米地区では、食堂のほか二の付く日に市が開かれており、安全安心な食の提供を図るため、地域において環境の負荷の軽減に配慮した農業の生産方式が普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及や、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧小軽米村地域

(1) 現況

本地域は、町の南東側に位置し、二級河川雪谷川流域に水田が広がっている。圃場整備は比較的進んでいるが、この河川に注ぐ小さな河川沿いに存在する水田は、面積的にも小さく未整備の地区が多い。畑地は、山間部の入り組んだ場所に分散しており、農地の団地化や集積化の阻害の一因になっている。

また、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及や、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地 域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧晴山村地域	晴山区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	旧軽米町地域	軽米区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
③	旧小軽米村地域	小軽米区域	法第3条第3項第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 軽米町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑8度以上15度未満

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農業経営改善計画の認定基準に該当し、将来認定農業者を志向する経営体など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

特になし。